

平成20年度 戦略的国際科学技術協力推進事業  
日中研究交流  
「ICT技術を利用した環境保全及び環境低負荷型社会の実現に資する研究」  
提案募集

科学技術振興機構（JST）は、1980年5月に締結された日中科学技術協力協定及び2003年2月の日中科学技術協力委員会の議論を踏まえて、「環境保全及び環境低負荷型社会の構築のための科学技術」に係わる支援を、2004年度から実施しています。

2007年には中国の科学技術部国際協力局（MOST）との間で「環境保全及びエネルギーの高度利用に関わる材料技術」を共同支援する研究領域とすることで合意し、支援が行われています。

今年度は「ICT技術を利用した環境保全及び環境低負荷型社会の実現に資する研究」をJSTとMOSTで共同支援する運びとなりました。

## I 概要

### 1. プログラムの目的と研究領域

本プログラムの目的は、「ICT技術を利用した環境保全及び環境低負荷型社会の実現に資する研究」分野での日中間の研究交流を強化することにより相乗効果をもたらし、新たな研究領域、研究手法、又は重要な研究成果をもたらすことにあります。この研究分野は、長期に亘る成長と継続性を実現するために、日中両国にて重要と考えられている分野です。

### 2. 応募資格

JSTは、日本の研究者に上記のような研究分野の共同研究プロジェクトの提案を募集します。共同研究を提案されるにあたり、日本と中国において既に研究基盤のある研究がさらに強化され、付加的な価値が創造される共同研究であることが必要です。

本プロジェクトでは、日本側代表研究者は、日本国内の大学、研究機関、企業に在籍する研究者であることが必要です。

共同研究者である中国側代表研究者は、既にMOSTで今年の3月～4月に募集した日本との「国際科技協力計画」に応募されていない場合は、同時にMOSTに申請してください。中国側で申請がない場合は、今回の募集の審査対象にはなりませんので、ご注意ください。MOST連絡先：中華人民共和国科学技術部国際合作司 姜小平博士 (Dr. Jiang Xiaoping, Department of International Cooperation, Ministry of Science and Technology, P.R.China) Tel : 86-10-58881342、FAX : 86-10-5888-1344、e-mail : jiangxp@most.cn

### 3. 支援の概要

JSTとMOSTは、共同研究プロジェクトを支援します。その中には研究者の派遣・招聘も含まれます。

招聘費用を除いて、JSTは日本側研究者を支援し、MOSTは中国側研究者を支援します。（招聘費用については、III章を参照下さい。）

## II 応募

### 1. 応募用紙の提出について

日本側研究者は府省共通研究開発管理システム (<http://www.e-rad.go.jp/index.html>) を通じて応募してください。

### 2. 応募締め切り日

平成20年9月30日（火） 午後5時

### 3. 応募用紙

日本の応募者は、以下の書式に従い日本語版（J）・英語版（E）の両方をJSTに提出して下さい。

Form-1J/E	申請概要（研究課題名、研究代表者、研究期間）
Form-2J/E	研究代表者情報（経歴（※））
Form-3J/E	日本及び中国の研究交流者一覧
Form-4J/E	研究交流の概要－6ページ以内－
Form-5J/E	研究交流計画
Form-6 E	日本側代表研究者の最近5年間の論文他
Form-7 E	中国側研究者の最近5年間の論文他
Form-8 J	年度毎の経費計画

（※）日本と中国両国の研究代表者の経歴を記述してください。その中には、学歴、職歴（所属機関と役職）、所属学会を含めてください。  
なお、A4サイズの1/2以内でお願いします。

申請書類には次の記述が必要です。

- a) 日本側研究者と中国側研究者がそれぞれ共同研究の中で何を行うのかを明確に示しつつ、どのような協力が行われるかについての記載を含んだ、研究に関する記述
- b) 科学的のみならず、産業・社会的観点から期待される成果に関する記述
- c) 共同研究の根幹をなす現在行われている研究及び日本・中国グループの各々の強みに関する記述
- d) 両グループがどのように競争し、技術及びその他の資源を相互に補いあうのかを含めた、共同研究がもたらす付加価値に関する記述
- e) 長期的にみてその研究が、日中の研究協力をいかに強化するのかに関する記述
- f) 他の類似活動と比して、提案する共同研究が優れている理由

## III JSTによる支援（日本側応募者にのみ適用）

### 1. 一課題当たりの予算規模

研究交流の内容により予算は異なりますが、3年総額で2千250万円程度を上限とします。(毎年一定でないご提案も可能です。)

本事業予算の関係上、毎年の額については調整させていただく場合もあります。

設備備品費は、原則として初年度(平成20年度)のみ支援いたしますのでご注意ください。

### 2. 期間

研究交流開始から正味3年間を最長とします。

本年度は、ご提案の研究交流開始を1月頃と予定しています。

### 3. 具体的な支援の内容

支援は、研究基盤が既に整備されている上で、中国側パートナーとの国際研究交流にかかわる追加的な経費を対象としています。

#### 3. 1 JSTと採択研究者との契約

本プログラムで支援した研究の成果として何らかの知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係わる著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等)が生み出された場合、関係する研究機関同士は、かかる知的財産権の帰属について十分に協議してください。

支援の実施にあたり、JSTは大学・公的研究機関等(以下「大学等」という。)と委託研究契約を締結することを原則としています。委託研究契約は研究交流期間内で年度毎に締結します。契約締結に当たっては、本事業にかかわる一切の執行事務手続きを大学等で実施していただくことを前提にしていますので、大学等の担当部署とよくご相談ください。本事業により生じた知的財産権は、契約により産業技術力強化法第19条(日本版バイドール条項)、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第25条を適用し、原則として研究代表者の所属する大学等に帰属させることが可能です。

#### 3. 2 研究者間の契約

具体的な研究交流を実施する際に共同研究契約等が必要な場合は、日本と中国の大学等間で契約をしていただきます。効果的な共同研究が実施されるために、日本の研究者や研究機関との間で知的所有権について充分話し合っておくことを、強く推奨します。

#### 3. 3 支出費目

本事業において、日本側研究者に係わる費用はJSTが支援し、中国側研究者に係わる費用はMOSTが支援することになっています。

支援費は、研究交流費と試験研究費で構成されています。本事業の目的が国際的な研究交流を促進することにある点に鑑み、研究交流活動により多くの研究費は配分されることが期待されています。

##### (1) 研究交流費

## ① 旅費

原則として、旅費は研究代表者の所属する大学等の旅費規程に従って支出して下さい。

### a. 日本側研究者に係わる費用

#### (ア) 外国旅費

中国で実施する研究交流に参加するための外国旅費は、派遣研究者の総派遣日数により、二つのケースに分けて申請してください。

- ・ ケース1：総派遣日数が180人・日以内  
○渡航費（可能な範囲の低廉航空費）  
（中国における食費、宿泊費、緊急医療費等の滞在費と内国旅費は、180人・日以内であれば、MOST負担となります。）
- ・ ケース2：総派遣日数が180人・日を超えた場合  
○渡航費＋180人・日を超えた部分の滞在費

#### (イ) 国内旅費

○研究交流のための国内旅費

### b. 中国側研究者に係わる費用

○日本における滞在費＋国内旅費

申請の対象となるのは、各年度の受入研究者の総滞在日数が180人・日以内の費用です。（180人・日を超えた費用は中国側研究者がMOSTに申請することとなっています。）

滞在費には、食費、宿泊費、海外旅行傷害保険料を含みます。

なお、同一研究者の91日以上180日以内の長期滞在では、家賃を含めて35万円／月（諸経費込み）を一月の滞在費の上限とします。

## ② シンポジウム等開催費

シンポジウムやセミナー開催に係る以下の経費を対象としています。

シンポジウム／セミナー用消耗品、印刷製本費、通信運搬費、会議費（アルコール類等は支出対象外）、謝金、雑役務費等

## (2) 試験研究費

### ① 設備備品費（原則として平成20年度のみ）

既存の施設・設備を十分活用していただくことを前提としていることから、日中研究交流に必須な設備のみを対象としています。原則として初年度のみとなります。

### ② 消耗品費

原材料、消耗品、消耗器材、薬品類等の調達に必要な経費です。

### ③ 謝金等

人材派遣等の人件費や講演依頼謝金等に関わる経費です。

#### ④ その他

ソフトウェア作成費、設備の賃貸料（リース又はレンタル料等）、機材運搬費等、上記の費目に該当しない経費です。

#### 4. 間接経費

間接経費は、本事業にかかわる一切の執行事務手続きを大学等で実施していただくことを前提として、研究交流費と試験研究費の合計の10%以下を原則として支出することができます。但し大学等において間接経費等の算定方式を規則等で定めている場合は、協議によりその算定方式を適用することができます。なお、間接経費は総予算額の内枠として計上してください。

#### 5. 支出できない費目

以下に示す費目を支出することはできません。

- ① 建物等施設の建設、不動産取得に関する費用
- ② 大規模な設備備品を購入するための費用
- ③ 研究交流の期間中に発生した事故・災害の処理のための費用
- ④ その他当該研究交流の実施に関連のない費用

### I V 提案書の評価

#### 1. 評価手順

JST と MOST で別々に選任された専門家で構成される委員会にて全ての提案書が評価されます。この評価結果を元に、JST と MOST は協力して支援する課題を選定します。

#### 2. 評価基準

以下の一般的な評価基準を適用します。

- ① 制度の主旨及び対象分野への適合性  
提案内容は制度の主旨及び対象分野に合致したものであり、且つ当該研究の基盤が整備されていること
- ② 研究代表者の適格性  
研究代表者は提案課題を推進する上で十分な洞察力又は経験を有しており、当該事業での支援期間中に継続して研究交流を円滑に推進できること
- ③ 計画の妥当性  
計画は適切な研究交流実施体制、実施規模であること
- ④ 研究交流の有効性  
相手国との活発な研究交流が行われ、さらに当該研究交流によって以下の何れかが期待できること
  - a. 当該分野の新しい知の創造による画期的な科学技術の進展または新分野の開拓
  - b. 相手国との研究交流において中心的役割を果たし得る研究者の育成
  - c. 当該事業を端緒とした相手国との研究交流の持続的な発展

⑤ 現在の研究活動

提案の共同研究が、日本と中国において既に進行中の研究を強化し、さらに付加的な価値を創出する共同研究であること。

3. 結果の通知

選定の結果については、12月末頃までに、採否にかかわらず、ご本人に通知することを予定しています。

4. 採択課題数

5件程度を予定。

V 日本側応募者の責務

1. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を提出することが必要です。（実施状況報告書の提出がない場合の研究実施は認められないことがあります。）

このため、下記ホームページの様式に基づいて平成20年10月31日までに、大学等から文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に報告書が提出されていることが必要です。（実施状況報告書の提出がない場合の研究実施は認められないことがあります。）

【URL】

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/02\\_b/07101216.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/02_b/07101216.htm)

ただし、平成20年4月以降、既に、別途の事業の応募等に際して報告書を提出している場合は、今回新たに報告書を提出する必要はありません。その場合は、申請にあたり、「実施状況報告書は〇年〇月〇日に提出済み」である旨の書面（様式自由）を同封してください。

また、平成22年度以降も継続して事業を実施する場合は、平成21年秋頃に、再度報告書の提出が求められる予定ですので、文部科学省あるいは独立行政法人科学技術振興機構からの周知等に十分ご留意ください。

報告書の提出の後、必要に応じて、文部科学省（資金配分機関を含みます）による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。また、報告内容に関して、平成19年5月31日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、研究費を交付しないことがあります。

2. 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報（制度名、研究課題名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採

採後適宜機構のホームページにおいて公開します。

### 3. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）からの政府研究開発データベース\*への情報提供等

文部科学省が管理運用する府省開発共通研究管理システム（e-Rad）を通じ、内閣府の作成する標記データベースに、各種の情報を提供することがあります。

\* 国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

### 4. 不合理な重複・過度の集中

不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。（また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。）

## VI 採後後の研究代表者の責務

### 1. 年度ごとの進捗報告

日本側研究代表者には毎年度終了後速やかに研究交流の進捗状況報告を、及び研究代表者の所属する大学等には支援費の管理報告を JST に提出して頂きます。

### 2. 終了報告

日本の研究代表者は、国際研究交流期間が終了した時に期間内に実施した研究交流の終了報告を、速やかに JST に提出していただきます。経理報告だけでなく、交流活動報告も必要です。この終了報告には、全体概要（A4 で5枚以内）を含めてください。

なお、研究交流の成果を学会等で外部発表した場合には、終了報告書に発表内容の別刷り等を添付してください。

日本側の申請者は質問や書式に関して、以下のアドレスに直接お問い合わせください。



愛宕 隆治, 田中 哲治

JST

Tel. +81(0)3-5214-7375

Fax +81(0)3-5214-7379

sicpch2@jst.go.jp